

公示送達

下記の者については、住所等が不明であり、下記の書類が送達できないので町長がこれを保管し、送達を受けるべき者の住所が判明次第いつでも交付します。

地方税法第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

※地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した日に、書類の送達があったとみなされます。

公示第 63 号

令和 8年 9月17日

八千代町長 野村 勇



令和8年度固定資産税納税通知書

送達を受けるべき者の前住所、氏名及び書類の名称

亡 大野 富美子 相續人